

# 川越市教育委員会第1回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 令和3年4月13日 午後2時10分
- 3 閉 会 令和3年4月13日 午後4時30分
- 4 出席した者 梶川牧子、長谷川 均、嶋野道弘、佐久間佳枝
- 5 欠席した者 教育長新保正俊
- 6 教育長の職務を行った者 教育長職務代理者梶川牧子
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長長岡聡司、学校教育部長梶田英司、学校教育部副部長兼教育指導課長長田茂樹、教育総務部参事兼教育総務課長佐藤利貞、学校教育部参事兼学校管理課長生駒義郎、学校教育部参事兼教育センター所長岡島一恵、地域教育支援課長武藤貴子、中央図書館長富田 稔

## 8 前回会議録の承認

令和2年度第13回定例会会議録、第14回臨時会会議録、第15回定例会会議録及び第16回定例会会議録については、現在、調整中であり、次回会議において承認することになった。

## 9 議題及び議事の概要

日程第1議案第1号 川越市立図書館管理規則の一部を改正する規則を定めることについて

中央図書館長

川越市立図書館管理規則について、館内整理日としている最終金曜日が他の休館日と重なった場合の規定を改めようとするものである。施行日について、公布の日から施行しようとするものである。

委 員

具体的に何が変わったのか伺いたい。

中央図書館長

毎月の最終金曜日を図書館の館内整理日とするにあたり、規則における「休日」と年末年始休暇との関係を整理しようとするものである。

委 員

意見公募による意見はなかったということだが、仮に市民から意見が出た場合、どのように対応するか伺いたい。

教育総務部長

基本的には、意見に対してはこちらの考えを示し対応する。仮に今回の規則改正に伴い意見があった場合は、図書館を正常に運営していくうえで、この整理日がどうしても必要であるという考えを示し、その内容で進めていくという説明を行うこ

とになると考える。

委員

意見公募による意見を反映した例はあるのか伺いたい。

教育総務部長

市長部局では意見公募により、具体的に修正した例はある。今回のような規則改正に関してはほとんどが原案どおりであるが、計画に関する意見公募は、寄せられた意見を取り入れながら作成する面もあり、修正されることが多い。

委員

改正内容に「第1号から第3号まで」とあるが、内容について伺いたい。

中央図書館長

市立図書館の休館日に関する規定である。第1号は、月曜日を休館とするものであるが、その日が国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日に当たるときを除くこととしている。第2号は、成人の日、海の日、敬老の日及びスポーツの日のそれぞれの日の翌日を休館日としている。第3号は、年末年始の休暇となる12月29日から翌年の1月4日までの日を休館日としようとするものである。なお、川越駅東口図書館については、第1号から第2号としているが、第1号は、火曜日を休館とし、その日が休日に当たるときを除くこととしている。第2号は、12月29日から翌年の1月4日までの日となっている。

(全員異議なく原案どおり決定)

## 日程第2議案第2号 川越市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を定めることについて

参事兼学校管理課長

委員構成の変更及び委員の任期の調整を行うため、川越市学校運営協議会規則の一部を改正しようとするものである。委員の任命について、対象校の校長及び教職員を削除し、当該職員は、事務局員として関わることにより、他の委員の定数を確保することができ、より活発な議論が期待できる。また、附則において、令和3年度に任命される委員の任期について令和3年度末までとし、任期の調整を図ろうとするものである。施行日について、公布の日から施行しようとするものである。

委員

コミュニティ・スクール及び放課後子供教室についてのモデル校での実施に関する検証結果を資料として示してもらいたい。

参事兼学校管理課長

コロナ禍のため会議が開催できていない状況であり、コミュニティ・スクールの検証結果については、中間や年度末の時期に報告する。

委員

今回の改正の必要性について伺いたい。

#### 参事兼学校管理課長

委員については、4名から10名以内と規定されている。例えばここに校長、教頭、教務主任の3名が入ると、他の委員は最大7名となるが、今回の改正により、委員を10名まで構成することができるようにするものである。

#### 委員

基本的には、学校運営の大事な事項を決める協議会に、最も学校の現状を理解している校長が意思決定を行う委員に入っていないか、大きな疑問を感じる。

#### 参事兼学校管理課長

校長は、事前に学校経営や学校の教育重点方針等について、本協議会委員に示し、それに基づき熟議した結果に対し承認を求めるものである。全てが本協議会の決定に則するものではないと考える。

#### 委員

本協議会の役割は、校長が学校の運営上の基本方針を説明し、それを承認してもらっただけのものではない。あくまで意思決定の場であり、その意思決定の中に校長が入っていないかという問題である。

#### 参事兼学校管理課長

コミュニティ・スクールの制度については、校長が意思決定したものに承認をいただくかたちである。

#### 委員

学校評議員制度との違いについて伺いたい。

#### 参事兼学校管理課長

学校評議員制度は、本協議会同様に学校経営の基本方針等を評議員に説明するが、熟議をして承認という過程は取らず、説明のうえ意見や質問といった助言を求めるものである。本協議会に代わることで、より地域と、学校運営に関するビジョンや、目指す子ども像等を共有するシステムになっていくと考える。

#### 委員

一般企業では、意思決定の過程に組織のトップが入っていないというのは、聞いたことがなく考えられない。また、コミュニティ・スクールの検証もまだ完了していないという説明もあったが、検証した結果のひとつとして今回の提案であれば理解できるが、検証が不十分な中で提案されても承認は難しい。本議案が承認されないことについて支障はあるのか伺いたい。

#### 委員

学校評議員制度の場合も、校長が学校の基本方針を作って説明し、意見や助言を求めて、それで終わりではなく意見や助言を学校運営に反映させるものである。本協議会については、学校の基本方針を校長が作成し、本協議会で承認を得るものである。承認されない場合はあるが、その場合には基本方針等を作成し直す必要がある。

る。意見を反映してよいものにするのと、意見を基に作成し直すということは大きく違う。校長が基本方針を作成して、本協議会で承認するという特徴をきちんと押さえる必要があると考える。また、今回の改正理由として委員定数を増やすことでより活発な議論が期待できるとあるが、校長を委員から外さなくても定数を増やせばよいと考える。

国の事例では本協議会委員の例として、保護者、地域住民、対象学校の運営に資する活動を行うもの、対象学校の校長や教職員、学識経験者、関係行政機関の職員、その他教育委員会が適当と認めるものということで、校長と教員は入っている。考え方によっては、本市は例示されている当該学校の校長や職員を外すということで、特色があると捉えることもできる。校長及び教職員は事務局員として関わることで運営上の支障がないとあるが、逆に委員とすることで運営上の支障があるのか伺いたい。

#### 参事兼学校管理課長

モデル校からの報告では、運営上支障があったという報告はなく、学校管理課においても、校長及び教職員を委員から外しても支障がないという趣旨である。

#### 委員

モデル校において、コロナ禍で検証が進まなかったということであるが、学校評議員会議では、学校運営に直接関わるような議論は交わされていない。本協議会では、どういうことが話し合わせ、どこまで踏み込んで議論するのかという部分が理解できないと議論の焦点も変わってしまうと考える。

#### 参事兼学校管理課長

本協議会では、学校長が示す本年度の教育の重点や学力向上の方針等を伝えていくが、その中で子どもサポート委員会などそれぞれの地域の様々なコミュニティが、例えば学力向上に寄与するための方法をそれぞれ熟議する、という点が今までと変わってくる。

#### 委員

本協議会は基本指針をどうするかを考える場であり、そこまで話を広げてしまうのは違うと考える。基本方針を主として作るのは校長であり、その校長が本協議会の委員に入っていたほうがいいのかという議論をしており、そこにどういいう支障があるか、ないかを判断しようとしているが、議案としては、校長はいなくても支障がないため、校長を外しますという提案である。

#### 委員

検証の結果として本議案が提案されているわけではなく、これまでの説明では委員から校長を外しても支障がないとは読み取れない。非常に大事な部分の話であり、現在の説明で提案されても承認は難しいと考える。

#### 委員

学校の基本方針を校長が作成し本協議会で認めてもらうときに、承認されない場合には再度作成となるが、本協議会の委員として校長がその場にいれば、校長の立場として意見を述べる点に大きな違いがあり、改正する前にもう少し検討すべきであるとする。

学校教育部長

審議の途中であるが、議案としての十分な検討がなされていないため、本議案を取下げとし、再度精査したうえで、改めて提案する。

(議案取下げ)

### 日程第3議案第3号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を 求めることについて

参事兼教育総務課長

本議案は、川越市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定に係るものであり、本市の行政手続等における押印義務等による市民の負担の軽減及び行政手続等の簡素化を図るため、総合政策部行政改革推進課が主体となり「行政手続等における押印等の見直し指針」を作成し、全庁的に見直しを行った。見直しの対象となった申請書等のうち、教育委員会規則に定めのあるものについては、特例規則を制定し対応した。制定の概要については、押印等の見直しが必要な申請書等のうち、教育委員会規則に定めがあるものについては、特例規則を制定し、その規則において教育委員会が別に定めるところにより、教育委員会規則の規定に関わらず、押印を要しないものとして対応したものである。

附則について、令和3年4月1日を施行日として制定したものである。

また、資料において、特例規則第2条第1項の規定により、押印を要しないものとして対応した申請書等を示しており、これらは自署による署名により押印を要しないこととしている。

本来、教育委員会規則の制定については、川越市教育委員会事務委任規則第2条第9号の規定により、教育委員会の議決が必要な事項であるが、施行日までに緊急に処理する必要があり、同規則第4条の規定により、教育長が臨時に代理したものを同規則第5条の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものである。

委員

育英資金貸付金に関する書式には、連帯保証に関わる書類もあるが、押印は不要ということか確認したい。

参事兼教育総務課長

押印の見直しについては、押印義務を外すということであり、本人確認はこれまでどおり実施する。押印を一律に求めるかたちでなく自署あるいは記名押印により対応を可能とするなど、選択の幅を広げることにより、市民の利便性を高めるためのものである。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第4議案第4号 川越市小堤集会所運営委員会委員を委嘱することについて  
(非公開)

日程第5議案第5号 川越市社会教育委員を委嘱することについて  
(非公開)

日程第6議案第6号 川越市立図書館協議会委員を委嘱することについて  
(非公開)

日程第7議案第7号 川越市就学支援委員会委員を委嘱することについて  
(非公開)

## 10 報告事項

### (1) 川越市女性の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（後期計画）の策定について

参事兼教育総務課長

本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき策定しており、同法は10年間の時限立法であることから、本市では5年間ずつに区切り行動計画を策定している。本計画は、各任命権者が定めることとされているが、本市においては各任命権者の連名で策定することとし、平成28年3月、5年間の計画期間として前期計画を策定した。前期計画は、令和2年度で終了することから、庁内において策定推進委員会及びワーキンググループ会議を開催し計画の見直し、調整等を行い、後期計画を策定した。

本計画の概要は、10年間の計画の後半期間における後期計画を令和3年度から令和7年度までとし、前期計画同様、各任命権者の連名により策定している。後期計画は、取り組むべき目標として、「女性キャリア形成の推進」、「男性の積極的な育児参加の推進」、「働き方改革の推進」の3つの推進を掲げ、この3つの推進に沿って6つの数値目標と取組内容を掲げている。

委員

この計画は、努力目標ということか伺いたい。

参事兼教育総務課長

計画自体は策定義務であるが、内容については数値目標を掲げ、達成するように努力するという計画内容である。

委員

この計画の学校教職員版を作り、その中で目標値、目指す方向を明示し、それに従って努力し、どんどん負担軽減してもらいたい。また、育児休業からの復帰支援のプログラムはとても重要であり、職場に戻るときに不安を抱えている人は多いので、プログラムを積極的に活用できれば、離職率は相当低くなると考える。

委員

男性職員の育児参加の推進とあるが、どのように女性の活躍に関わってくるのかについて伺いたい。

参事兼教育総務課長

これまでは、育児は女性が行うもの、という考え方もあったが、これからの考え方としては、社会に参加する女性がいるとともに、育児など家庭の仕事をする男性も増えていかなければならないと考える。その点について、企業が提供できるかたちとして、育児参加のための育児休業などの制度を活用して、働く女性の夫が積極的に育児参加できるようにしようという考え方から、この項目を設けている。

委員

この制度については、直接的な女性職員の活躍というよりは、男性側の意識改革という面であることに加え、育児は皆で行うものであるから、男女問わず育児休業を取得しやすくする、という意味合いが含まれているということか伺いたい。

参事兼教育総務課長

本制度の目的として含まれているものとする。

委員

目標として、令和7年度までに職員採用試験の受験者のうち事務職の女性の割合を40パーセントにするということだが、受験する女性が魅力を感じるような対策を具体的に考えているか伺いたい。

参事兼教育総務課長

女性だけのためではないが、採用の募集にあたり、女性職員による仕事内容の案内を掲載するなどの情報発信を行い、男性に限らず女性も活躍しているという場面を見せる努力は現在も行っている。

委員

育児休業等の取得を推奨しているが、相当の仕事量削減や業務の効率化を図らなければ、実現は難しいと考えるが、その点について考えを伺いたい。

参事兼教育総務課長

意見のとおりであり、現状の仕事量のままで職員の残業が減るということはないと考える。これまでも、担当制を設け所属長が柔軟に作業を振り分け、平準化するシステムやOA機器の導入及び活用によって、単純作業を効率化するなどの事務改善の工夫は行ってきており、今後も積極的に行う考えであるが、人件費や設備投資の予算など難しい部分もあるが、取り組めるところは実施していきたいと考える。

委員

仕事量の削減において、懸念されるのは、見た目の仕事量や残業時間に縛られて、自宅など見えないところで仕事を行うようになることである。見た目の時間を超過しないために、実際は職員の負担がかえって大きくなることのないように注意してもらいたいと考える。

参事兼教育総務課長

委員の意見を踏まえ、職員の健康に留意しながら、女性が活躍できるような環境作りに努めたい。

委員

計画の進捗管理と情報の公表は年1回とあるが、所管部署はどこになるのか伺いたい。

参事兼教育総務課長

計画を推進する主体は教育委員会であるが、計画の策定において整理した際に、計画は同じものを用い、運用については各任命権者が責任を持って行うかたちとした。計画の進捗管理においては、職員課が中心となると整理している。

## (2) 川越市障害者活躍推進計画の作成について

参事兼教育総務課長

本計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律いわゆる「障害者雇用促進法」により国から示された「障害者活躍促進計画作成指針」に基づき作成された。本来、任命権者ごとに計画を作成することとされているが、本市においては、各任命権者の連名により策定している。

計画の対象となる障害者である職員は会計年度任用職員を含む職員とし、計画の期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とした。内容については、本市の障害者雇用の現状と課題、計画の目標、障害者である職員の活躍を推進するための取組を掲載している。

委員

障害者雇用における法定雇用率2.5パーセントに対して、実雇用率2.5パーセントということで、本市は雇用率を満たしているということでよいか確認したい。

参事兼教育総務課長

そのとおりである。

## 1.1 協議事項

### (1) 川越市ときも接続カリキュラム(仮称)の策定について

(非公開)

### (2) 小・中学校における修学旅行等の実施について

(非公開)

## 1.2 その他

(1) 会議開会に先立ち、理事者の紹介を行った。

(2) 教育長職務代理者の推薦を受け書記長に教育総務部参事兼教育総務課長佐藤利貞が任命された。

(3) 議事に先立ち教育長職務代理者から、議案第4号、議案第5号、議案第6号及び議案第7号は人事に関する情報であり、協議事項(1)及び協議事項(2)は意思決定過程

における情報であることから、審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取扱うことに決定した。

- (4) 会議録署名委員として、長谷川委員、嶋野委員が指名された。
- (5) 次回教育委員会は、令和3年5月24日（水）午前10時開催に決定した。